

説明会での主な質問と回答

西東京都市計画道路3・4・13号保谷秋津線事業概要及び測量説明会

日時：平成29年3月27日（月）19:00～20:30

場所：西東京市立栄小学校体育館

【計画について】

Q1 都市計画道路（西東京3・4・13）と交差点すいすい事業は別事業なのか？
整備スケジュールも別々に行うのか？

A1 両方とも東京都事業として同時に進めていきます。

Q2 西東京3・4・20号の整備計画は？

A2 平成28年3月に策定された「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」で西東京3・4・20は選定されておらず、当面事業化の予定はありません。（西東京3・4・13は選定されています。）

Q3 新座側の道路整備計画は？

A3 新座市が整備する予定です。用地取得、工事についても新座市と調整しながら進めてまいります。

Q4 西東京3・4・13は平成27年度までに着手すると聞いていた。

なぜ整備着手が遅れたのか？

A4 西東京3・4・13は「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」において優先整備路線（平成27年度までに優先的に整備する路線）に選定されておりましたが、周辺道路の整備や行政内での調整により事業着手ができませんでした。

今回、事業着手へ向けて現況測量に着手します。

Q5 交差点すいすいの拡幅予定幅員は？どのくらい広がるのか？

A5 今回の測量後、設計・協議を行った後、拡幅範囲を決定します。

右折レーン（約3m）拡幅するほか、交差点部分の歩道を広げる予定です。

【用地について】

Q1 自宅が道路にかかるか教えてもらいたい。地番を教えてもらいたい。

A1 測量後に判明するので、現時点ではわかりません。

昭和42年に都市計画決定された図面で、おおよその位置はわかります。

Q2 都市計画線内の土地や建物等はどうのように補償されるのか？

A2 都市計画線内の土地は都の基準に基づいて価格を評価し、取得させていただきます。その土地に建物・工作物等が存する場合は、これらの移転等のために要する費用を補償します。なお、都市計画線にかからない場合は、原則として補償はありません。

具体的な内容については、事業認可取得後に開催します用地説明会の際にご説明させていただきます。

Q3 借家人だが、どのように補償されるのか？

A3 借家人様、大家様と東京都がそれぞれと話し合いを行い、同時契約できるようにします。

Q4 補償金の支払い時期は？

A4 契約後に8割支払し、更地化後に残額を支払します。

【工事について】

Q1 工事中の安全、環境（騒音・振動など）について、どのように考えているのか？

A1 道路上での工事では歩行者の安全を確保し、注意しながら施工を行っていきます。施工機械についても低騒音型の機械を使用していきます。

夜間工事となる場合などは、事前にお知らせの上、施工させていただきます。

Q2 沿道の駐車場など利用している。工事中の出入りはどのようになる？

A2 沿道の出入りを確保しながら施工していきます。